

令和4年度 第1回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和4年5月17日(火) 9時40分～11時20分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 大植 辰治(副町長) 副委員長 西島 博一(事業部長) 委員 岩橋 威夫(総務部長)、田中 真人(住民部長)、 岩前 良幸(健康福祉環境部長)、山口 治(事業部次長)、 浦本 佳行(教育部長)、岩井 博行(消防長)、 木村 健司(上下水道部長)
議事概要	1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出(西島副委員長を選出) 4. 閉会
検証対象案件	令和4年1月1日～令和4年3月31日に契約締結された予定価格130万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の建設工事に関する業務、前回の調査委員会において、委員から提案のあった、上下水道課により契約締結された工事に準ずる修繕案件
抽出案件一覧	【①精華町立図書館おはなしのへや等網戸設置工事(生涯学習課)】 【②令和3年度 ほうその保育所駐車場整備工事(子育て支援課)】 【③令和3年度精華町地域福祉センターかしのき苑高圧気中開閉器取替工事(社会福祉課)】 【④令和3年度 京都府知事選挙に伴うポスター掲示場設置工事(総務課)】 【⑤令和3年度 精華台華の塔配水池受電ケーブル等修繕(上下水道課)】
検証件数	5件(随意契約5件) ※対象件数7件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事	<p>●検証案件</p>	
<p>①精華町立図書館おはなしのへや等網戸設置工事</p>		
意見・質問		回答
<p>・町内の建築一式工事の許可を有する登録業者は全部で何者あるのか。</p> <p>・そのうち建築工事を主体としている7者に見積依頼をしたということか。</p>	<p>全部で21者です。</p> <p>はい、そうです。</p>	
<p>②令和3年度 ほうその保育所駐車場整備工事</p>		
意見・質問		回答等
<p>・川西小学校区内の土木一式工事の許可を有する登録業者は8者なのか。</p> <p>・辞退が多いのはなぜか。</p> <p>・業者選定理由について、所在地を理由に選定するのは公平性に欠ける。数にばらつきがある。過去の本委員会でも委員から意見をもらっているが、改善されていない。今後注意していただきたい。</p> <p>・落札率が低いのが、品質は十分なのか。</p>	<p>川西小学校区内の土木一式工事のC・D級は8者です。</p> <p>年度末は工事が重なり、技術者を配置することが出来ないため、辞退されています。</p> <p>大丈夫です。</p>	

③令和3年度精華町地域福祉センターかしのき苑高圧気中開閉器取替工事

意見・質問	回答等
<p>・工事内容はどのようなものか。</p> <p>・電気工事の許可を有している業者は全部で5者だが、1者を除いた理由はなにか。</p> <p>・落札率が低いですが、設計はどのようにしたのか。</p> <p>・営繕室は設計する際、業者に参考見積を依頼したのか。</p> <p>・業者選定理由ですが、随意契約ガイドラインにも記載しているが、「業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、といった理由は、随意契約の理由とはならない」ため、当該関係工事の実績で絞るのは良くない。</p> <p>・辞退届について、様式は町から提示しているのか。</p>	<p>かしのき苑の敷地内にある電柱に設置されている器機を取替で、電気系統の故障が発生して停電が発生した時に、周辺施設に影響しないよう遮断する装置の設置工事です。</p> <p>営繕室から提供いただいていた情報に対して、除いた1者には今回の工事は出来ない、と原課のほうで勘違いしてしまった。</p> <p>事業部営繕室に協力していただき、協議して設計しました。</p> <p>しました。</p> <p>特に様式は提示していません。</p>

④令和3年度 京都府知事選挙に伴うポスター掲示場設置工事

意見・質問	回答等
<p>・本案件は建築工事なのか。</p> <p>・前回の選挙ポスター掲示場設置工事の依頼者数は2者だったように記憶している。</p> <p>・見積書を提出してきたもう1者の方は、所在地の選挙ポスター掲示場設置工事を落札しているのか。</p> <p>・仮に、もう1者も辞退し、1者だけになったとしても、有効なのか。</p> <p>・選挙ポスター掲示場設置工事は実施される毎に本委員会や、監視委員会で抽出されているが、あまり改善されない。</p> <p>・掲示場設置工事とは、掲示板を作成するところからなのか。掲示板は府から送られてくるのか。</p> <p>・京都府屋外広告物条例に基づく業者登録が必要という指針は何かあるのか。</p>	<p>そうです。</p> <p>前回は2者に依頼して、1者辞退だったので、今回は範囲を広げ、該当する全ての業者に見積依頼をしました。</p> <p>可能性はありますが、わかりません。</p> <p>有効になります。</p> <p>掲示板は別の業者から物品購入しています。</p> <p>平成18年京都府屋外広告物条例が改正された際に、京都府から通知が来ています。関係資料も15年ほど経つため残っていませんが、当時の担当者にヒアリングも</p>

<p>・精華町の条例でも選挙看板は除外の対象になるのに、板を建てるのは京都府屋外広告物条例に基づく登録業者しかできない、というのは本当に明確な決まりがあるのか。</p> <p>・言い伝えではなく、その京都府の通知は現在も有効ということか。</p>	<p>し、京都府にも確認はしました。</p> <p>京都府の担当者にも通知を出した旨確認しました。また、当時の京都府の都市計画課から通知を出した旨もヒアリングで確認しました。近隣市町村である木津川市と京田辺市も、現在同様の条件で見積していると聞いています。</p> <p>変更の旨の通知をいただいていませんので、現在も有効と認識しています。</p>
<p>⑤令和3年度 精華台華の塔配水池受電ケーブル等修繕</p>	
<p>意見・質問</p> <p>・妥当な金額かはどこで判断しているのか。</p> <p>・緊急対応の工事の落札率は常に100%になるのか。</p> <p>・緊急であれば、見積依頼をして早急に見積書を出してもらい、工事に取り掛かるとするのが本来である。また、今回点検で分かったということで、点検の際に悪いところがいくつか出てくると思うが、この不具合だけこの様に緊急修繕の契約をするのか。</p>	<p>回答等</p> <p>提出された見積書の内訳書を確認して、判断している。</p> <p>工事によるが、今回のような案件は見積対応になるため、積算出来ず、100%となります。</p> <p>全ての点検の終わりを待って修繕に取り掛かるということではなく、不具合が見つかり次第、その部分だけ協定を結んでいる業者に修繕の依頼をしています。また、見積依頼と現場は同時並行で動かしていて、後追い契約です。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書そのものを見直し、変更するべき。 ・ 電力指示計は取替ないといけなかったのか。修繕では不可能だったのか。 ・ 緊急ということだが、工事はいつ完了したのか。 ・ 緊急対応なので、いつ完了したかは覚えておいたほうがいい。 	<p>積徴収を行っていきます。</p> <p>取替が必要でした。</p> <p>契約の工期は3月31日になっているが、工事自体は1月中頃には完了していたと思います。</p>
--	--	--